

北長沼水郷公園条例新旧対照表

旧	新								
<p>別表第2(第8条関係) (1) 宣伝啓発室使用料</p> <table border="1" data-bbox="179 416 452 512"> <tr> <td>区分</td> <td>基本料金</td> </tr> <tr> <td>月額</td> <td>10,200円</td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電気を使用する場合は、実費を徴収するものとする。 2 1月未満の使用料については、日割計算とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 	区分	基本料金	月額	10,200円	<p>別表第2(第8条関係) (1) 宣伝啓発室使用料</p> <table border="1" data-bbox="1176 416 1449 512"> <tr> <td>区分</td> <td>基本料金</td> </tr> <tr> <td>月額</td> <td>10,400円</td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電気を使用する場合は、実費を徴収するものとする。 2 1月未満の使用料については、日割計算とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 	区分	基本料金	月額	10,400円
区分	基本料金								
月額	10,200円								
区分	基本料金								
月額	10,400円								